

# 出産に伴い休業・退職する場合の入所承諾について



保護者の保育に欠ける要件を満たさなくなるため、本来であればすでに入所している児童については退所となりますが、下記の要件を全て満たす場合は、特例により最長1年間の継続入所を認めています。

なお、父母ともに休業する場合は退所となります。（産後2ヵ月間を除く）

## 産前産後・育児休業を取得する場合

- ① 認可保育施設へ入所した後に、就労実績が2ヵ月以上あること
- ② 出産予定日の2ヶ月前まで就労していること  
（切迫流産等により医師からの診断書が発行される場合を除く）
- ③ 出産後1ヶ月以内に「育児休業取得届」を提出すること

を要件に継続入所ができます。

【育児休業期間について】

出産月より1年を経過する月（出生した児童の1歳の誕生日の月末）まで認められます。

## 出産のため退職する場合

- ① 認可保育施設へ入所した後に、就労実績が2ヵ月以上あること
- ② 出産予定日の2ヶ月前まで就労していること  
（切迫流産等により医師からの診断書が発行される場合を除く）
- ③ 退職して1ヶ月以内に「退職届」を提出すること
- ④ 出産後1ヶ月以内に「育児休業取得届」を提出すること

を要件に継続入所ができます。

【求職活動期間について】

出産月より1年を経過する月（出生した児童の1歳の誕生日の月末）まで認められます。

※保護者の就労復帰（開始）日に合わせて、出生した児童の入所申込をお願いします。

就労開始日	入所可能月（ならしを含みます）
就労開始月の1日～13日までに就労開始	その前月から
就労開始月の14日～月末までに就労開始	その当月から



入所月によって、受付期間が異なりますのでお尋ねください。なお、入所申込を行ったが、施設の定員超過により保留となった場合は、在園児の継続入所を1年以上認めます。

※市外の保育施設（広域入所）に入所中の場合、施設所在地の自治体の要件も満たす必要がありますので、継続入所ができるとは限りません。

※出産短期（母が『出産』の要件で入所した児童）の場合、この制度は対象外となります。

# 育児休業取得届

年 月 日

(あて先) 合志市福祉事務所長

保護者住所

保護者氏名

(連絡先TEL - - )

下記のとおり、育児休業を取得いたしますので届出ます(出産に伴い退職した方も含みます)

保育施設入所中の児童氏名 生 年 月 日	( ) 年 月 日生	( ) 年 月 日生	( ) 年 月 日生
入所している保育施設名			
ふりがな 出生した児童氏名			
出 産 日	年 月 日		
育児休業を 取得する場合	休業する保護者氏名	※父母ともに育児休業を取得することはできません。(出産後2ヵ月を除く)	
	産前・産後の休暇期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	育児休業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
退職した場合	退職届の提出状況	提出済み ・ 未提出	
	退職時期	年 月 日	
産休(退職)日に 特別な事情がある場合	切迫早産 ・ 切迫流産 ・ その他( )		
出生した児童の入所希望	年 月から		

## 《 注意事項 》

※この届出は、出産してから1ヶ月以内にご提出ください。

※切迫早産や切迫流産など特別な事情がある方は、申立書および診断書の添付が必要となります。

※育児休業期間(求職活動期間)は、出産月より1年を経過する月(出生した児童の1歳の誕生日の月末)まで認められます。

就労復帰(開始)日に合わせて、出生した児童の入所申込をしてください。

# 育児休業取得届

年 月 日

(あて先) 合志市福祉事務所長

保護者住所

保護者氏名

(連絡先TEL - - )

下記のとおり、育児休業を取得いたしますので届出ます(出産に伴い退職した方も含みます)

保育施設入所中の児童氏名 生 年 月 日	( ) 年 月 日生	( ) 年 月 日生	( ) 年 月 日生
入所している保育施設名			
ふりがな 出生した児童氏名			
出 産 日	年 月 日		
育児休業を 取得する場合	休業する保護者氏名	※父母ともに育児休業を取得することはできません。(出産後2ヵ月を除く)	
	産前・産後の休暇期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	育児休業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
退職した場合	退職届の提出状況	提出済み ・ 未提出	
	退職時期	年 月 日	
産休(退職)日に 特別な事情がある場合	切迫早産 ・ 切迫流産 ・ その他( )		
出生した児童の入所希望	年 月 から		

## 《 注意事項 》

※この届出は、**出産してから1ヶ月以内**にご提出ください。

※切迫早産や切迫流産など特別な事情がある方は、申立書および診断書の添付が必要となります。

※育児休業期間(求職活動期間)は、**出産月より1年を経過する月(出生した児童の1歳の誕生日の月末)まで**認められます。

就労復帰(開始)日に合わせて、出生した児童の入所申込をしてください。